

第155号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

## 【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
(戸籍システム及び戸籍の附票システム標準化に係るコンサルティング業務委託 一式) . . . . . 2
- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
(自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及び移行計画作成等支援業務委託 一式)  
) . . . . . 5
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 . . . . . 8

# 調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。  
令和4年12月27日

契約事務受任者 横浜市市民局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
戸籍システム及び戸籍の附票システム標準化に係るコンサルティング業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間  
契約締結日(令和5年度)から令和6年3月22日まで
- (4) 履行場所  
横浜市市民局窓口サービス課(横浜市庁舎)他

## 2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において、「316:コンピュータ業務」の細目「F:システム調査・企画」又は「320:各種調査企画」の細目「B:コンサルティング(建設コンサルタント等を除く)」の登録が認められている者であること。  
ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目及び細目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和5年1月13日から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく政令により、標準化の対象と位置付けられた20業務(※)のいずれかについて、国又は地方公共団体の業務システムの開発、保守、運用支援、プロジェクト管理、調達支援等の委託業務を実施した実績があること。  
※20業務:住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者(前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。)は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和5年1月13日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間  
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所(次号に掲げるものを除く。)  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市市民局窓口サービス課(横浜市庁舎12階)  
電子メール: sh-hyoujun@city.yokohama.jp
- (4) 前項第2号に規定する登録に係る書類の提出場所  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

#### 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

#### 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

#### 6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページの各区局発注（市民局）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2022/itaku/shimin/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

##### (1) 貸出期間

公告日から令和5年2月3日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

##### (2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局窓口サービス課（横浜市庁舎12階）

電話 045(671)2177（直通）

#### 7 提案書の提出場所及び提出期限

##### (1) 提出期限

令和5年2月3日午後5時（提案書締切）

##### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

##### (3) 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局窓口サービス課（横浜市庁舎12階）

電話 045(671)2177（直通）

#### 8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

- (1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

#### 9 受託候補者の特定

##### (1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

##### (2) プロポーザルの特定方法

「戸籍システム及び戸籍の附票システム標準化に係るコンサルティング業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

#### 10 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

##### (3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

##### (4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 契約の条件

この契約は、令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of consulting services related to standardization of family register system and supplementary family register system.
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 13 January, 2023 (Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 3 February, 2023 (Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Service Desk Division, Civic Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-2177

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和4年12月27日

契約事務受任者 横浜市教育次長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

### (1) 件名及び数量

自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及び移行計画作成等支援業務委託 一式

### (2) 業務内容

提案書作成要領による。

### (3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (4) 履行場所

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課（横浜市庁舎）他

## 2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託関係）において「320 各種調査企画」の「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」又は「316 コンピュータ業務」の「F システム調査・企画」で登録されている者であること。（ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目・細目で登録申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みがある者を含む。）

(2) 令和5年1月12日から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。

(3) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

## 3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第1号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

### (1) 申請期限

令和5年1月12日午後5時

### (2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

### (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（横浜市庁舎14階）

電子メール：ky-shuugaku@city.yokohama.jp

### (4) 前項第1号に規定する登録に係る書類の提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）

## 4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

## 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

## 6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページの各区局発注（教育委員会事務局）よりダウンロード可能。  
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/kyoiku/>)  
また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和5年2月2日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（横浜市庁舎14階）  
電話 045(671)3270（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和5年2月2日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係（横浜市庁舎14階）  
電話 045(671)3270（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定

(1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「自治体情報システムの標準化に係る就学システムの業務見直し及び移行計画作成等支援業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 契約の条件

この契約は令和5年度横浜市各会計予算が令和5年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Support for business process re-engineering and development of migration plan of school attendance management system related to standardization of municipality systems.

(2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 12 January, 2023 (Japan Standard Time)

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 2 February, 2023 (Japan Standard Time)

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(5) Contact point for the notice: School Support and Regional Cooperation Division, Board of Education Secretariat, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-3270

特定調達契約の落札者等の決定  
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和4年12月27日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	人事給与システム再構築に関する現行データ移行支援業務委託 一式	総務局人事部労務課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年10月17日	富士通Japan株式会社 社神奈川支社 西区高島一丁目1番2号	32,931,008	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を求める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	総務局長
2	充電保管庫 207台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社ヨコモリ電池屋コーポレーション 横浜営業所 港北区新横浜3丁目7番7号	24,819,300	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長
3	高等学校生徒用コンピュータE 1,095台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社日本ビジネス開発 東京本社ソリューション本部 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地	40,230,300	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長
4	高等学校生徒用コンピュータD 1,578台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社日本ビジネス開発 東京本社ソリューション本部 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地	57,975,720	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長
5	高等学校生徒用コンピュータC 1,640台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社日本ビジネス開発 東京本社ソリューション本部 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地	60,253,600	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長
6	高等学校生徒用コンピュータB 1,639台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社日本ビジネス開発 東京本社ソリューション本部 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地	60,216,860	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長
7	高等学校生徒用コンピュータA 1,711台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和4年11月2日	株式会社日本ビジネス開発 東京本社ソリューション本部 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地	62,862,140	一般競争入札	令和4年9月27日	-	財政局長